

熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金（第6弾） 申請の手引き

■申請受付期間

令和8年（2026年）10月23日～令和9年（2027年）11月30日

■申請書類提出方法及び提出先

【郵送の場合】

申請書類一式を次の宛先に簡易書留又はレターパックプラスでご郵送ください。

＜宛先＞〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18-1（住所不要）

熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課 宛

※「熊本県特別高圧電気料金補助金申請書 在中」とご記載ください。

※ 受付期間の最終日の消印有効です。

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 提出された書類の返還は行いません。

【メールの場合】

申請書類一式を添付し、次のEmail アドレスにお送りください。

＜Email＞ eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

※ メール件名は「【企業名】熊本県特別高圧電気料金補助金申請書」としてください。

※ メールの添付ファイルが5MB（5,000KB）を超える場合は、ファイルの圧縮や2通に分けるなどして送信してください。

■申請に必要な書類の入手方法

申請様式等は、熊本県ホームページからダウンロードできます。

(URL) : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/67/246599.html>

■お問い合わせ先（ご不明点等は下記までお問い合わせください。）

熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課

TEL : 096-333-2320（ダイヤルイン） E-mail: eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

1. 趣旨

特別高圧で受電する企業等の負担を軽減するため、『熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金』（以下「特別高圧電気料金補助金」という。）を交付します。

2. 事業内容

（1）補助対象事業者

県内で受電する特別高圧に関し、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結し、電気料金を負担している企業等が対象となります。ただし、次の者は対象外となります。

- ① 国及び地方公共団体（公営企業を含む）
- ② 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ③ 補助金の対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る本県の他の支援制度の対象となる者

「③ 補助金の対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る本県の他の支援制度の対象となる者」とは、本県が実施する次の事業に該当するものを指します。

○本県が実施する「医療機関・福祉施設等を対象とした物価高騰対策支援金」の補助対象者

- ・ 保険医療機関等
（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、柔道整復、あはき、助産所、歯科技工所）
- ・ 保険薬局
- ・ 介護関係等（老人福祉施設、介護保険施設、介護保険事業所）
- ・ 障がい関係等（障害福祉のサービス事業所等）
- ・ 保護施設（救護施設）
- ・ 児童養護関係
（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親）
- ・ 一般公衆浴場
（一般公衆浴場以外の公衆浴場や市町村の一般会計で運営されている一般公衆浴場（特別会計のみで運営されている施設を除く）を除く）
- ・ 医薬品卸
（薬価基準に収載されている医療用医薬品を取り扱い、かつ、医薬品卸の許可に係る医薬品倉庫の面積が概ね100平方メートル以上の医薬品卸に限る）
- ・ クリーニング事業者（取次店除く）
- ・ 私立幼稚園（私学助成園）、認可外保育施設（熊本市を除く）
- ・ 保育所、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育、認可外保育施設

○本県が実施する「地域交通燃料価格高騰対策事業」の補助対象者

- ・ 地域鉄道事業者

○本県が実施する「集出荷施設等コスト高騰対策支援事業」「農業水利施設電気料金高騰対策事業」の補助対象者

- ・ 農業者の組織する団体等、土地改良区

○本県からの委託を受けた指定管理者で、電気料金高騰について所要の措置が講じられている者

(2) 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	令和8年7月から令和8年9月までの特別高圧電気料金（ただし、専ら売電のための発電事業に係るものを除く）
補助金額	【算定方法】 令和8年7月から令和8年9月までの期間に特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量（証拠書類によって使用量が確認できるものに限る。）の累計に補助単価を乗じて得た額 （千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。） 【補助単価】 0. 9円／kWh （R 8. 7月、9月） 1. 2円／kWh （R 8. 8月） 【補助上限額等】 大企業等については、予算の執行状況等に応じ、補助上限額を設けるなど調整する場合がある。

【中小企業と大企業等の区別】

「中小企業」

中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するものを指します。具体的には次のとおりです。

（1）中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

業種	中小企業（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※業種ごとに定める資本金の額及び従業員数の双方が、上記基準を超えている場合、大企業となります。

ただし、次のいずれかに該当するものは中小企業とみなしません。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（2）中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、
商工組合、商工組合連合会

「大企業等」

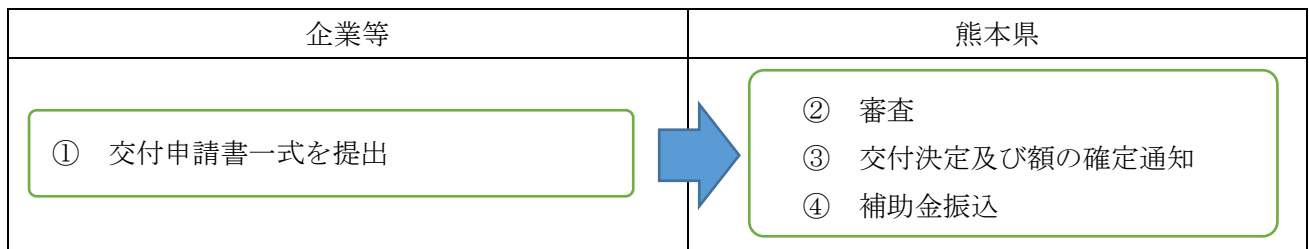
上記（1）（ただし書きア、イ及びウを除く。）及び（2）に該当しないものを言います。

3. 申請手続きの概要

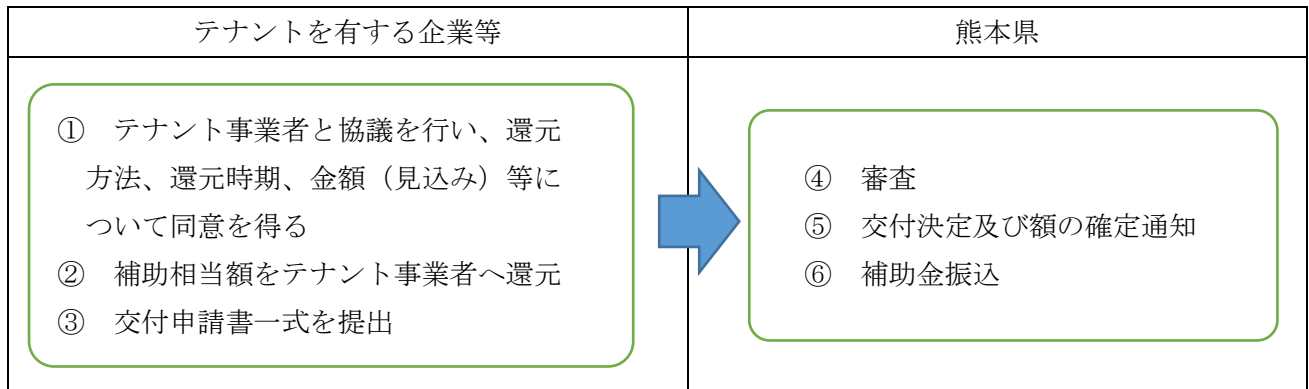
(1) 申請の流れ

補助対象事業者がテナントを有する企業等か否か、また、テナントを有する企業等の場合、交付申請前にテナント事業者へ還元措置するか、交付申請後にテナント事業者へ還元措置するかで、手続きが異なります。

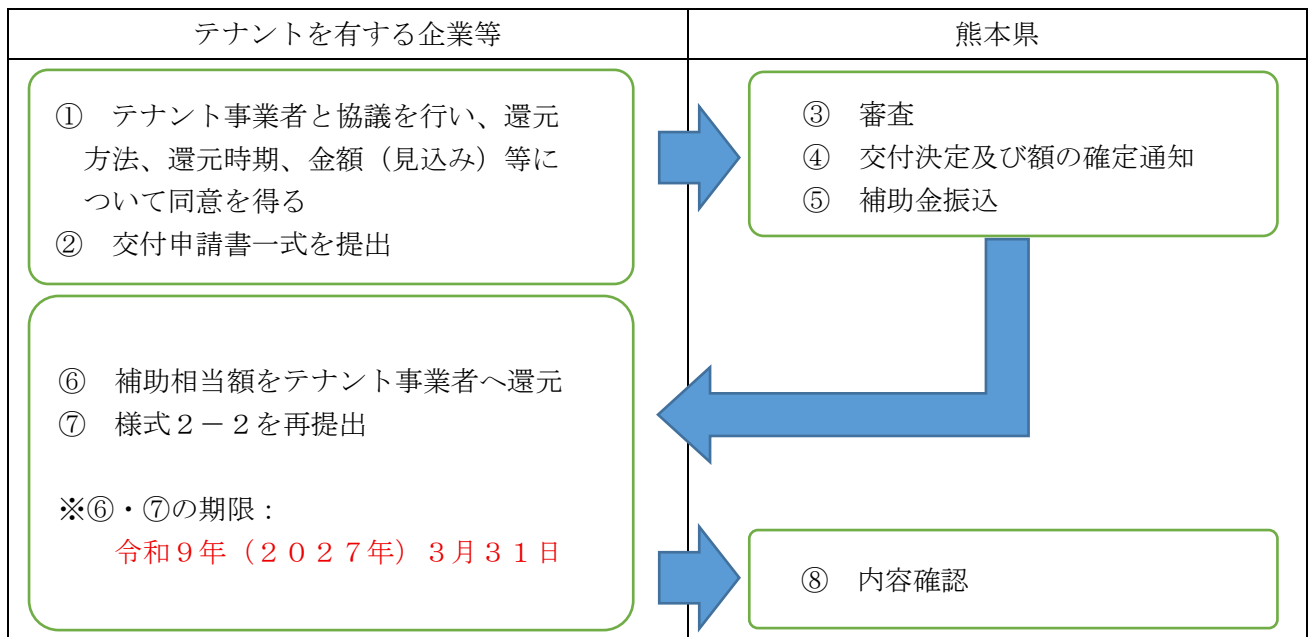
【テナントを有する企業等でない場合】



【テナントを有する企業等であり、交付申請前にテナント事業者へ還元措置する場合】



【テナントを有する企業等であり、交付申請後にテナント事業者へ還元措置する場合】



(2) 必要書類

No.	提出書類	チェック ☑
①	電力使用量実績報告書【様式2-1】	☐
②	事業者別電力使用量一覧【様式2-2】※テナントを有する企業等の場合のみ	☐
③	誓約書【様式3】	☐
④	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ※発行から3ヵ月以内のもの ※登記情報提供サービスで発行されたPDFデータも可	☐
⑤	契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類 例）電力会社との電力（受電）契約書の写し	☐
⑥	令和8年7月から令和8年9月までの電力使用量が確認できる書類 例）電力会社からの請求書の写し	☐
⑦	銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる書類 例）振込先口座の通帳の写し（表紙＋見開き1、2ページ）	☐

※上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

(3) 申請受付期間

令和8年（2026年）10月23日から、令和8年（2026年）11月30日までの期間です。期間内に上記（2）で定める必要書類をご提出ください。

(4) 申請方法

郵送又はメールで申請してください。

【郵送の場合】

申請書類一式を次の宛先に簡易書留又はレターパックプラスでご郵送ください。

<宛先> 〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18-1（住所不要）

熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課 宛

※「熊本県特別高圧電気料金補助金申請書 在中」とご記載ください。

※ 受付期間の最終日の消印有効です。

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 提出された書類の返還は行いません。

【メールの場合】

申請書類一式を添付し、次のEmail アドレスにお送りください。

<Email> eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

※ メール件名は「【企業名】熊本県特別高圧電気料金補助金（第4弾）申請書」としてください。

※ メールの添付ファイルが5MB（5,000KB）を超える場合は、ファイルの圧縮や2通に分けるなどして送信してください。

4. 手続きに係る注意事項・伝達事項

(1) 追加書類の提出依頼

申請書類に不足や記入漏れ等があった場合、必要に応じて、追加で書類の提出を求めるために連絡をすることがあります。その際、連絡が取れない場合や指定の期日までに提出されない場合は、申請を取下げるとみなします。

(2) 交付決定及び支払

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付決定の通知を送付し、本補助金をご指定の口座にお支払いします。

(3) 本補助金の返還

本補助金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正、誤り等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助対象事業者に対して、交付額の返還を求めます。

期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の支払いを求める場合があります。

(4) 企業等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、企業等の情報を原則公表します。

(5) 報告

補助金の交付後も、必要に応じて、補助対象事業者に対し、期日を定め、報告を求めることがあります。また必要に応じて検査を行い、報告、検査の結果に応じて返還を求めることがあります。

(6) 資料等の整備及び保管

補助金の交付を受けた補助対象事業者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しておく必要があります。